

医療保険だより

国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険料により運営する医療制度です。

保険税(料)率の変更点

○国民健康保険

医療給付費分の所得割を5.20%から5.44%に、均等割を22,200円から24,200円に、平等割を15,800円から16,800円に引き上げます。後期高齢者支援金分の課税限度額を200,000円から220,000円に引き上げます。また、軽減対象世帯の基準が拡大されます。(軽減基準は後期高齢者医療制度と同じです。)詳細は市ホームページをご確認ください。



▲国民健康保険

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)
所得割※	5.44%	2.36%	2.28%
均等割(1人あたり)	24,200円	10,000円	11,700円
平等割(1世帯あたり)	16,800円	7,100円	5,800円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

※所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額に税率をかけて算出します。

○後期高齢者医療制度

均等割額軽減一覧

軽減割合	世帯の合計所得金額(改正前)	世帯の合計所得金額(改正後)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	変更なし
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯



▲後期高齢者医療制度

詳細は市ホームページをご確認ください。

※保険料額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をしていない人は申告が必要です。

※給与所得者等とは、給与所得(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)を有する者をいいます。

※65歳以上の人の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※被保険者には、同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した人を含めます。

後期高齢者医療制度の被保険者証の更新

新しい被保険者証(橙色)を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。現在の被保険証(青色)の有効期限は7月31日(月)です。郵便局での保管期間を超えた保険証は市役所に返還されますのでご注意ください。

【後期高齢者医療制度に関する問合せ】

後期高齢者医療コールセンター(☎0570-011-558 午前8時45分～午後5時15分)

※土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日は閉鎖します。ただし、7月15日～8月27日は土・日曜日、祝日も開設します。

※利用には通話料がかかります。

国民健康保険高齢受給者証の更新

昭和23年8月2日～昭和28年7月1日生まれの国民健康保険加入者は医療費の自己負担割合を示す高齢受給者証が更新されます。新しい高齢受給者証(橙色)は7月下旬に送付します。

現在の高齢受給者証(白色)の有効期限は7月31日(月)です。8月1日以降に医療機関等で診療を受けるときは、保険証とともに新しい高齢受給者証を窓口で提示してください。

期限の切れた高齢受給者証は、個人情報特定できないように注意し裁断する等、確実に破棄してください。



問・国民健康保険について 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)
 ・後期高齢者医療制度について 国保医療課 医療係 (☎95-0151)

「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

【限度額適用認定制度】

医療機関受診時に提示することで、医療機関が医療費を請求する際（食事代・差額ベット代等は除きます）、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。高額療養費は、自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請しますが、医療機関の窓口での支払い額を自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。詳細は市ホームページをご覧ください。



▲国民健康保険

【標準負担額減額認定制度】

入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人については、申請により標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。また、過去12か月で91日以上入院になる場合は、さらに減額されることがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。



▲後期高齢者医療制度

現在の認定証の有効期限は7月31日(月)までです。国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、国保医療課でご確認ください。

令和5年度の保険税（料）額をお知らせする通知を送ります（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

前年中の所得に基づき計算した保険税(料)額を7月中旬に送ります。

普通徴収(口座振替や納付書で納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7/31 (月)	8/31 (木)	10/2 (月)	10/31 (火)	11/30 (木)	12/25 (月)	R6 1/31(水)	R6 2/29(木)

国民健康保険

○納税義務者は世帯主

- ・世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者です。納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送ります。
- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

後期高齢者医療制度

- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

○口座振替での納付の注意

以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要です。

特別徴収(年金からの天引きにより納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	令和6年 2月

年金受給者は、原則として保険税(料)を年金天引きで納めていただきます。ただし、次の場合は普通徴収(口座振替や納付書での納付)です。

- ・年金受給額が、年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

(国民健康保険の場合)

- ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収(口座振替)」で保険税(料)を納めることも可能です。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収(年金からの天引き)で納めていた場合でも、手続き等により一定期間は「普通徴収(口座振替や納付書での納付方法)」で保険料を納めていただきます。



○国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

① 免除(全額免除・一部免除(一部納付))申請

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

申 7月1日(土)から令和5年度分(7月～令和6年6月)の受付を開始します。

② 納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

申 7月1日(土)から令和5年度分(7月～令和6年6月)の受付を開始します。

③ 学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

申 4月から令和5年度分の受付をしています。

【①・②・③共通事項】

持 基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーカード(通知書)、失業などを理由とする場合は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など、学生の人は学生証もしくは在学証明書

※申請する時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除・納付猶予申請ができます。

※前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

保険料の追納(後払い)をおすすめします

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を追納することで、保険料を納付した場合と同じ金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構
ホームページ▶



産前産後免除申請

出産予定日または出産日が属する月の前月～4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前～6か月間)の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産も含む)をいいます。

対 平成31年2月1日以降に出産した人

申 出産予定日の6か月前から申請できます。

※届出に期限はありません。納付期限から2年以上経過していても免除されます。

持 基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーカード(通知書)、母子手帳

※前年所得にかかわらず免除されます。すでに納付された分は還付されます。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度についての詳細は市ホームページをご覧ください。

問 国保医療課 国保年金係(☎95-0123)

刈谷年金事務所(☎21-2110)

市ホームページ▶



まだ申請が可能です お忘れではないですか

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免について

対 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人
⇒令和5年3月31日までの納期にかかる保険税(料)を全額免除します。

○新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険および後期高齢者医療制度の被用者等に対する傷病手当金の支給について

対 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない人(給与等の支払いを受けている人に限ります。)

令和5年度の適用期間は5月7日(日)までです。

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免・傷病手当の支給を受けるためには申請が必要です。それぞれ一定の条件を満たす必要があるため、申請を希望する場合は、必ず事前にお問合せください。

